三十五　長崎県五島市、小値賀町、新上五島町、壱岐市、対馬市
三十六　熊本県山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、上天草市、天草市、苓北町
三十七　大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、日田市、九重町、玖珠町、中津市、豊後高田市、宇佐市
三十八　宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町、五ケ瀬町、日南市、串間市、小林市、えびの市、高原町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
三十九　鹿児島県枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市、薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、長島町、曽於市、志布志市、大崎町、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
四十　沖縄県名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、石垣市、竹富町、与那国町
上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別表第六の三　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者

分娩時の妊娠週数が二十週から三十二週未満の早産である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者
妊娠三十週未満の切迫早産（子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。）の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
膠原病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
Ｒｈ不適合の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行う予定のある患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

別表第七　ハイリスク分娩等管理加算の対象患者

一　ハイリスク分娩管理加算の対象患者
妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十歳以上の初産婦である患者
分娩前のＢＭＩが三十五以上の初産婦である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
常位胎盤早期剥離の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者
双胎間輸血症候群の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行う予定のある患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）
地域連携分娩管理加算の対象患者
四十歳以上の初産婦である患者
子宮内胎児発育遅延（重度のものを除く。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

二

別表第七の二　精神科身体合併症管理加算の対象患者

呼吸器系疾患（肺炎、喘息発作、肺気腫、間質性肺炎の急性増悪、肺塞栓又は気胸）の患者
心疾患（New York Heart Associationの心機能分類のⅢ度、Ⅳ度相当の心不全、虚血性心疾患又はモニター監視を必要とする不整脈）の患者
手術又は直達・介達牽引を要する骨折の患者
脊髄損傷の患者
重篤な内分泌・代謝性疾患（インスリン投与を要する糖尿病、専門医の診療を要する内分泌疾患又は肝硬変に伴う高アンモニア血症）の患者
重篤な栄養障害（Body Mass Index 15未満の摂食障害）の患者
意識障害（急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等）の患者
全身感染症（結核、後天性免疫不全症候群、梅毒1期、2期又は敗血症）の患者
中枢神経系の感染症（髄膜炎、脳炎等）の患者
急性腹症（消化管出血、イレウス等）の患者
劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者
悪性症候群又は横紋筋融解症の患者
広範囲（半肢以上）熱傷の患者
手術、化学療法若しくは放射線療法を要する状態又は末期の悪性腫瘍の患者
透析導入時の患者
重篤な血液疾患（ヘモグロビン7g／dl以下の貧血又は頻回に輸血を要する状態）の患者
急性かつ重篤な腎疾患（急性腎不全、ネフローゼ症候群又は糸球体腎炎）の患者
手術室での手術を必要とする状態の患者
膠原病（専門医による管理を必要とする状態に限る。）の患者
妊産婦である患者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病の患者（同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に限る。）